

# 東京都農林・漁業振興対策審議会（総会）議事録

平成28年8月23日（火）午前10時～午前11時

都庁第一本庁舎北側42階特別会議室A

## 1 開会

徳弘調整課長から審議会の成立報告、配布資料案内

## 2 会長挨拶

**横張会長**：東京大学の横張でございます。では、開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、昨日の台風の影響がまだ残る中、本日御出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日は、本年1月に知事から諮問のございました「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」につきましての答申案を御審議いただき、知事へ答申したいと思っております。答申案の作成につきましては、農業部会に付託いたしまして、起草をお願いいたしました。これまで部会各委員が熱心に審議を重ね、本日、ここに成案を得ることができました。この間の委員の皆様の御尽力に対しまして深く感謝を申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、私は、都市農業を私自身の研究の専門の1つにしておりまして、この間もアジアやあるいはヨーロッパ各地の都市農業を視察するという機会を持ってまいりました。つい先だってもアジアのジャカルタやタイの幾つかの都市農業を見てまいり、また来週はヨーロッパで都市農業に関する国際会議がございまして、そこで東京の都市農業を報告するというような予定にしておるんですけども、そうやって世界の都市農業を見てまいりますと、改めて、これだけの大都市で、かつ都市の中にきちんと農業が位置づいているというのは、恐らく世界的に類例がないのではないかと確信している次第でございます。

もっとゲリラ的に農業があるとか、あるいは都市の外側に農業があるというのは幾らでもあるんですが、これだけ都市の中にきちんと農業が営まれているという姿は、世界でも東京が唯一と言ってもいいのではないかと思っております。2020年にはオリ

ンピック・パラリンピックの開催が予定されておりますけれども、そこに向けての、あるいはその先の東京のレガシーとして、東京の都市農業というのは大変貴重な財産ではないかと思っております。本答申がそうした東京の都市農業の未来の足がかりになればというふうに祈念している次第でございます。

最後になりますけれども、本日の議事につきまして円滑な進行に努めてまいりたいと存じますので、皆様の御協力のほどをよろしくお願いしたく、簡単でございますけれども、以上、私の挨拶とさせていただきますと存じます。

### 3 委員紹介、幹部職員紹介

徳弘調整課長から、委員の紹介、幹部職員の紹介

### 4 議事（答申案の審議）

**横張会長：**それでは、これより議事に入ります。

本日は、先ほど申しましたように、本年1月に知事から諮問のありました「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」につきましての答申案の御審議をお願いしたいと思っております。

この答申案の作成につきましては、先に農業部会に付託しておりますので、後藤部会長より御報告をよろしくお願いしたいと存じます。

**後藤部会長：**農業部会長を務めました後藤でございます。

横張会長からお話がありましたとおり、本年1月以降、4回にわたって農業部会を開催し、答申案を作成してきました。

都市農業振興基本法が策定されて、都市農業、都市農地に大きな転機が訪れているという状況のもとで、部会では熱心な議論が行われました。部会委員の皆様の活発な御審議の結果、新規就農者に対する技術・経営研修など総合的な支援体制の強化や女性が活躍できる環境づくりの推進、また、島しょ、中山間、都市地域それぞれの特色を活かした農業の推進といった新たな視点、農地保全に関しても公有化を含めた制度要求など、新たな内容が盛り込まれた答申案が策定できたのではないかと考えています。

答申案の作成経過と内容については事務局から説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**松川農業振興課長**：事務局を務めさせていただいております、農林水産部農業振興課長の松川でございます。今回の答申案につきまして、私のほうから簡単に御説明をさせていただきますと思います。

お手元のA3版の資料2を御覧ください。『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開』の概要」でございます。農業部会で御審議いただきました内容につきましては、御覧いただいているとおり、第1章から第4章までの4章立てで取りまとめをしていただきました。

#### <第1章 「転機を迎える東京農業」>

第1章につきましては「転機を迎える東京農業」という題で、東京の農業をめぐる社会情勢の変化、あるいは現状と課題の取りまとめをいただいております。本文の中では2ページからの記載になりますが、社会情勢の変化ということで、現在の「東京農業を取り巻く状況」を分析いただきました。東京農業につきましては、農産物を生産することに加えまして、防災や環境、教育などの農業・農地が持つ多面的機能の評価が非常に高まっているということが記載されております。

また一方で、農業の収益性が悪化していること、あるいは、相続税等の重い負担によりまして農業後継者が就農意欲を低下させている、また、それによって後継者が不足して高齢化が進行し農地が減少しているという状況の変化を記載していただいております。

また、先ほど後藤部会長からもお話がございましたように、都市農業に関しては色々な大きな動きが出てきております。国のほうでは、都市農業振興基本法の制定、それから、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定していただいております。都市農業が安定的に継続する環境整備が整いつつあるという中で、非常に大きな転機を迎えている状況であるという分析をいただいております。

続きまして、「東京農業の現状と課題」、A3版の表の一番上の右側でございますが、主に本文の3ページで記載がございますとおり、東京農業の現状、そしてその特徴を、統計数字等を含めて分析をいただいております。農地の減少の状況ですとか、東京の農業の特徴、また、多様な農業経営が展開されているといったものが記載されています。また、都民の東京農業への期待・関心が非常に高まっているということも記載をいただいております。

こうした社会情勢の変化ですとか現状を踏まえまして、「東京農業が抱える課題」ということで、4つの課題に取りまとめをいただいております。1つ目が市街化区域内の農地の有効活用、それから担い手の確保・育成というものでございます。2つ目は、都市農地を保全するための新たな施策の展開、それから多面的機能の発揮に向けた環境づくりでございます。3つ目の課題は、環境保全型農業の実践と都内産農畜産物の地産地消を推進していくということ、4つ目としまして、島しょ地域や中山間地域、都市地域など地域の状況に応じた農業振興策を充実していくこと、この4つの課題をまとめていただきました。

## <第2章 「東京農業を振興する4本の柱」>

第1回目の農業部会で、こうした課題を踏まえて農業振興を進めていくに当たって、まず基本的な視点を考えていくべきだろうという御提案がございまして、第2回の農業部会において、「首都東京の持つポテンシャルを活かした農業施策の展開」という視点を定めていただきました。その基本的な視点に基づいて、「第2章 東京農業を振興する4本の柱」ということで、4つの方向性を取りまとめをいただいております。

この4つの柱のうちのみならず1つ目といたしまして、本文では主に7ページから記載がございしますが、「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」ということで方向性を出していただいております。この内容としては、1つ目が「多様な担い手の確保・育成」ということで、新規に就農される方々を含めた技術や経営など、総合的な支援体制を充実・強化していくべき、あるいは農家女性、あるいはこれから新規に就農される女性が農業の場で活躍できる環境を整備していくべき、また、経営主だけでなく、ボランティアなど支え手の方々の確保・育成が重要であるというまとめをいただいております。

2つ目が「意欲ある農業者等の経営力の強化」ということで、この部分につきましては、まさに農業振興の中核になってくる部分でございしますが、先進的な技術を取り入れた農業の確立ですとか高付加価値化など、農業者の創意工夫を凝らした経営を展開して、経営力を強化していくべきということを記載いただいております。

3つ目が「施設化や基盤整備等による生産力の強化」ということで、生産を上げていくために必要な農業関連の施設ですとか、それぞれの地域の特徴を活かした施設化、

基盤整備等々が必要であるということをもとめていただいております。

2本目の柱といたしまして「農地保全と多面的機能の発揮」という観点でまとめていただきました。本文では11ページからの記載になっております。この農地保全関係の1つ目といたしまして「農地保全に向けた新たな取組」ということで、市街化区域等の農地の保全として、これまであまり振興の対象の中心とはなっていなかった小規模な農家さんにつきましても、都市農地保全という観点では支援していくべきであろうということが記載をされております。また、2つ目は、農地の防災、あるいは環境保全機能による都市への貢献ということで、防災機能の強化ですとか環境保全機能の発揮、あるいは農地や屋敷林の保全によつての景観形成が重要だということが記載をされております。

3つ目として「多様な農作業の体験機会の充実」ということで、市民農園や学校教育、福祉といった分野との連携をした農地の活用が重要だということを記載していただいております。

4つ目には「都内産の花と植木による都市緑化の推進」ということで、多面的機能の理解を進めていく上で一番都民に身近な都市緑化の観点で緑化活動を推進していくべきということが記載されております。

3本目の柱では「食の安全安心と地産地消の推進」ということで、本文では16ページからの記載になっております。この安全安心、地産地消の分野の1つ目として「都内産農畜産物の地産地消の拡大」ということで、これまで地産地消といいますと、比較的地元のを地元で消費するということがございますが、これをもう少し広域的な視点で進め、都心部と多摩地域、あるいは都心部と島しょ地域といった広域の地産地消ネットワークを構築していくべきであろうということ、また、特に都心の農地のない区部の学校給食に対しての供給を拡大していくべきという内容のものを取りまとめていただいて、記載をしております。

2つ目としまして「環境保全型農業の実践による安全安心な農産物の提供」ということで、都民の方々に農産物を供給していく上で必要な環境保全型農業を推進して進めていくべきということを記載いただいております。

3つ目としましては「植物・家畜防疫対策の強化」ということで、海外等から入ってくる色々な病気等に対しての対策を強化していくべき、また、都内のそれぞれの地域で現在問題となっている農作物に対しての獣害の防止対策も強化していくべきという

ことをまとめていただいております。

振興策の最後、4本目になりますが、「地域の特色を活かした農業の推進」ということで、これまでの3本の柱と少し切り口を変えまして、それぞれの地域ごとの施策の推進ということで取りまとめをいただいております。島しょ地域、中山間地域、都市地域それぞれの振興の方向性として、島しょ地域につきましては、基幹産業として力強い農業を展開していくために、一度島から出られてまた戻られる方、あるいは島外から入られる方などU・J・Iターン者の島での定住促進という意味合いからも、生活基盤の確保等の支援もしていくべきということが記載されております。都市周辺地域を含む中山間地域につきましては、都市住民との交流を中心とした地域の活性化を進めていくべきという記載がございます。都市地域につきましては、周辺に多くの都民がいらっしゃいますので、そういった面を活かした新たなビジネスモデルの展開などを進めていくべきという記載をさせていただいております。

「農地の流動化による遊休・低利用農地の活用」につきましては、新規就農者などの意欲ある担い手に対しまして農地のマッチング等を進めていくべきということを記載させていただいております。

「観光業や商工業等との連携による農業振興」というところでは、6次産業化に向けた異業種連携の強化を進めていくべきと記載をさせていただいております。

### <第3章 「都市農業・農地に係る制度の改善」>

こういった第2章の都が進めていくべき方向性を明示していただいた上で、第3章では、主に国等に対しての制度の改善、提案要求等の内容をまとめていただいております。この国への改善の要求、要望等につきましては、現行の農業振興プランにも記載しているものがございます。その現行の要望等に加えて、今回新たに2項目加えて記載をさせていただいております。

まず、「生産緑地制度に係る改善」のものでございます。生産緑地制度に関しましては、皆様御存じのとおり指定面積の要件がございます。東京の場合には小規模な農地が多いということもございますので、指定面積の要件を大幅に引き下げてもらいたいという、これは従来からの要望をそのまままとめてございます。生産緑地関係では2つ目に新たな要望といたしまして、区市町が生産緑地を買い取りする上で、国が財政的な支援をより拡充すべきという提案をまとめていただきました。

2つ目の『特定貸付け』制度の生産緑地への適用拡大については、市街化区域内農地では対象になっていない農業経営基盤強化促進法に基づく貸借といった制度を生産緑地にも当てはめてほしいということで、これは従来からの要望と同様のものを記載させていただいております。

3つ目の「相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置」に関しましては、営農に必要な農地以外の農業用施設用地等についても、一定の用途制限をつけた上で相続税納税猶予制度に乗せてほしいということをもとめていただいております。これも従来からの要望と同様のものがございます。

最後に「新たな物納制度の創設」ということで、国へ相続税を納税するかわりに土地を物納した場合、国有化した土地を例えば地方公共団体等に貸借して、市民農園等の農的利用で都市農地の保全を図っていくべき、こういった仕組みをつくってほしいという新たな要望を加えていただいております。

#### <第4章 「力強い東京農業の実現に向けて」>

そして最後の第4章のところでは「力強い東京農業の実現に向けて」ということで、関係者がそれぞれの役割分担を担っていただくということでまとめていただいております。まず、最初に「農業者や農業団体の努力」ということで、農業者につきましては、新鮮で安全安心な農産物を生産、供給していただくという役割に加えまして、農業・農地の多面的機能を十分に認識して地域、都市に貢献をしていただく努力をお願いしたいという記載でございます。また、農業団体は、営農指導を強化していただいたり、農地の利用調整や新規就農の促進ということで、意欲ある農業者を育成していただきたいということが記載されております。

また、「都民の協力」という観点では、東京農業の理解を深めていただくということが重要でございますので、生産された農産物を直売所等で購入していただいたり、農業体験農園等で体験をしていただくといったものに加えまして、援農ボランティア、あるいは自ら新規で就農するといったそれぞれの都民の方々の意向に沿った形で農業理解を深めていただいて、東京農業を支える応援団として参画していただきたいという協力をお願いする記載になっております。

最後には「都、区市町村、国の責務」ということで、都につきましては、関係機関と連携を強化、これにつきましては、いわゆる農業部署だけではなくて、例えば都市計

画部署であるとか福祉保健、あるいは学校教育といったそれぞれの部署と連携を強化して、それぞれの都内の各地域の特性に応じた振興策を展開していくべきという記載をいただいております。区市町村につきましては、基礎自治体として国や都の施策と連携をし、それぞれ活用いただいて、よりきめ細かな振興施策を展開していくべき、国につきましては、都の農業が継続・発展できるように、東京都という地域特性を考慮した今後の制度改正等を行っていくべきというまとめになってございます。

非常に雑駁ではございますが、答申案につきましては以上でございます。

**後藤部会長**：ありがとうございます。答申案については以上でございます。

<質疑応答>

**須藤副会長**：ただいま事務局から発表された答申案については大変によくできていると思います。特に1から4番まで章分けをして、それぞれの項目が明確になっている。特に第2章の4本の柱という形ではっきりと、担い手を確保し農業経営をしっかりと展開していく、そして農地の保全とその多面的機能を発揮していく、そして3番目には、食の安全と安心とさらにそれを深めていくための地産地消の推進、4番目は東京の島しょ地域、あるいは中山間地域、そして市街化区域内の農地ということで、4つをしっかりと明確にあらわしていただいているというのは極めてわかりやすい答申だなと思います。

それから、都市農業、東京の農業が抱えている問題点を第3章でははっきりとうたっていただきまして、今後の制度の改善等もここに明確に出ているということでございまして、これからの東京の農地が毎年100ヘクタールも相続税等で失われるようなことのないようにする方向性がここで示されていると考えています。

それから第4章は、東京の農業を守るのは農業者だけでなく、農業団体はもちろん各自治体、東京都を中心に自治体と一緒に守るんだ、さらには、都民全体で東京農業を振興していくんだというような方向性が示されていて、私は、大変うまくすばらしい答申ができたなというふうに考えております。

以上でございます。

**横張会長**：須藤副会長、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き皆様方より御質問、ないしは御意見を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。お願いいたします。



**尾崎委員：**答申案は、タイトルにもありますように、今後の東京農業の新たな展開にとって大変重要な内容だと思っています。今後の展望も示すものであると思いますが、補足的に幾つか建設的な提案をさせていただきたいと思います。

1つは、相続税の負担軽減措置を国に求めていくと同時に、東京都独自として、例えば固定資産税の軽減などは、関係局、区市町村との協議を進めるなど、実現に向けて足を踏み出すよう要望したいと思います。

2つ目には、全国的に遅れている新規就農者、農業後継者を確保するためにさまざまな提案もされていますけれども、就農給付金、技術や経営を学べる学校など抜本的拡充が必要ではないかと思っています。

3つ目は、女性が活躍できる環境の整備が盛り込まれたことは大変重要だと思っています。しかし、現在の税制度では、基本的に家族の働き分が経費に認められない所得税法第56条があり、その廃止を国に求めるべきではないかと思っています。

4つ目に、最近では異常気象による自然災害、鳥獣と病害虫による農産物への被害が大きくなっています。予防と対策が今後の課題となりますが、例えば、災害補償共済制度に加入していてもその対象の農産物が限られるなど、今後の抜本的な検討が必要ではないかと思っています。

最後ですが、環境保全機能で少し触れられていますけれども、再生可能エネルギーの導入も今後の課題とすべきではないかと思っています。ぜひ今後の課題としていただくことを求めて発言とさせていただきます。

**横張会長：**どうもありがとうございました。ただいまの御発言につきまして、事務局より何かございますでしょうか。

**松川農業振興課長：**御意見ありがとうございます。こちらの答申案につきましては、今後の東京農業振興プランの策定の基礎となるものでございますので、プランの策定の際には、その御意見につきましては参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**横張会長：**どうもありがとうございます。

ほかに御意見、ないしは御質問等はありませんでしょうか。

**青山委員：**農業部会での意見も、例えば力強い東京農業の新たな展開という趣旨で答申に反映させていただいたので、答申の内容については異議ありません。その上で、今後、行政計画を作成したり、あるいは予算等を編成していく上でぜひ御留意いただき

たい点について、大きく分けて2点申し上げておきたいと思います。

1つは、ほかの政策分野でもそうなのですが、国の政策が必ずしも東京都になじまないというものは多々ございます。農業政策でも同様だと思います。国基準が必ずしも都になじまない場合は、都独自の農業政策を積極的に手厚く展開していただきたいということでございます。例えば、国の農業政策全体としては法人化、大規模化を推進しています。それは適切なことだと思いますし、東京でも法人化はなじむものだと思いますけれども、しかし、現実に東京の農業はほとんど家族経営によって成り立っています。この特徴はやはり大事にしていく必要があると思います。特に東京の場合は、地政学的に言って大規模化はなじまないというところがございますので、その点は尊重していただきたいと思います。

もちろん東京は消費地に存在するという、日本のほかの地方の農業に比べて非常に有利性を持っていますけれども、一方それが地価に反映し、税に反映し、そしてまた、コストが人件費を含めて非常にかかるという側面がありますので、したがって、それに対して東京独自の手厚い政策というのが必要になる場合もあると思います。具体的に言いますと、例えば流動化は東京でも必要で、農地を借りて農業経営を拡大したいという農家は多々ございます。ですから、そのための手だては必要なのですが、一方で農地の均分相続を促進するような方向に行くと、現実に継承者で営農意思が強い場合に、それが分散して農地が細分化していくということは、結局は農地の崩壊につながるというような側面も、特に東京の場合は農地に都市としての経済的価値が強いのので、そういった点での担い手が相続して継承していくための制度は東京では特に必要になると思います。

もちろん流動化によって、あるいは農地とほかの土地との入れ替えということは今後必要だし、それは的確にコントロールしていくという行政からの制度というのでも必要になると思いますが、いずれにしろ、人口が減少して、もう宅地はこれ以上総量としては増やす必要がない。入れ替えはあるけれども、それは行政がコントロールしていく必要はあるけれども、宅地を全体として増やす必要はないという時代は、なканずく農地と農業者を増やしていくという、今までにはない発想の転換を図った積極的な農業政策が求められる、そういう画期的な時代だという論調の意見が農業部会でも多かったと思います。

それからもう1点ですけれども、多摩の西のほうとか島しょの農業の場合、特に農振

地域に対する政策が、国による農振地域に対する対策だけでいいのかという点について、やはり農業者の間では、東京独自のより手厚い農振地域に対する対策が必要だという意見が強いと思います。今回の答申では、第3章で都市農業・都市農地に対する制度改正については4点にわたって非常に具体的な提案をいたしました。一方、中山間地域の農業に対しては、第2章の4番でそういった政策を掲げています。これについては、農業政策ともう1つは観光政策とか人口減少を食いとめるとか、農業政策分野以外の東京都が持っている政策分野を強力に推進するということが中山間地域とか島しょの農業に対してはとても大切なので、ぜひ第2章の4番についても行政計画、あるいは予算編成の中で具体化していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

**横張会長：**どうもありがとうございました。ただいまの青山委員の御意見につきまして、また事務局よりもしございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**松川農業振興課長：**ただいまの御意見は、農業部会でもまさに御議論を積極的にいただいている部分でございますので、しっかりと受けとめまして、プランのほうにも、あるいは今後の施策につきましても反映をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**横張会長：**ほかに御意見、ないしは御質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**宮林委員：**今回のこの答申につきましては、内容につきましては問題ないと思いますし、大変細かいところまで議論されているというところでもあります。ただ、1つ、今も議論になっておりましたけれども、東京独自の政策というのはどうしても大事なところがありまして、特に農業の側面でいいますと、農地を使いながらレストラン等をやっていこうとしますと、どうしても農地法にひっかかってしまいましてできない。いわゆる多様な経営計画をつくらうとすると農地法にひっかかってしまうというようなどころがありますので、こういったところは現場との対応を踏まえながら対応していただきたいというのが1つでございます。

それからもう1つは、先ほどもありましたけれども、中山間地域、特に多摩地域等と下流域との関係というのは、防災との関係でこれからはもっと強くなると思います。昨年度、鬼怒川で起きたような災害というのはいつ起こるかわからない状態にあります。

すし、昨日の台風におきまして、川崎等では相当の、避難勧告すれすれまでいったところでありますので、そういったところを踏まえますと、農林・漁業がきちっとした対応をしていくことが大事になってきますので、そういった側面をもう1回見直すような、防災との関わりで見直していくような方向と農業の力強さ、こういったところを今後とも表現していただければ——この中では構いませんけれども、次の施策の段階で検討していただければありがたいと思います。

3つ目には、農業というのは、恐らく特に中山間地域等に関わっては、色々な総合政策が大事になってくると思っております、そういう中では、3次産業、いわゆる6次産業をどう展開するかといったところの具体的な施策、具体的な方向性が多分必要になってくるだろうというふうに思います。農プラス林業、プラス畜産といった中で、東京都は色々優れたものを開発しておりますので、こういったものを横つなぎすることによって消費者ないしは全国に発信する、あるいは世界に発信する方向性も出てくるのではないかと思っておりますので、その辺も考慮していただければと思います。

以上でございます。

**横張会長：**どうもありがとうございました。ただいまの宮林委員の御意見につきまして、また事務局よりもし御意見等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**松川農業振興課長：**まず1つ目の新たな展開をしていく上での農地法も含めた色々な制度がネックになっていることに関しては、国のほうでも特に都市農地の活用につきまして、制度を現在議論いただいているところでございます。都といたしましても、新たな取り組みに対してより積極的な農業者の展開ができるように制度の要望等も引き続き進めていきたいと考えております。

2点目の農業だけでなく林業、水産業の分野も含めての防災の対策等につきましては、農林水産部内できちんと連携をして進めていければと考えております。

3つ目の6次産業の推進に関しては、お話がございましたように、東京都も色々なブランドの農畜産物を作っております。あるいは農畜産物以外の水産物、林産物でも都民から注目されているものも多々ございます。1次産業の分野だけでなく、2次産業、3次産業としっかりと連携をして、より高付加価値化を進めた展開で、1次産業者も含めた収益性の確保、経営力の強化を進めていきたいと考えております。ありが

とうございます。

**横張会長：**どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問等をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言だけ。先ほど青山委員からも御指摘がございましたけれども、先の都市農業振興基本法、あるいは基本計画の策定に際しましては、私も後藤委員やあるいは安藤委員とともに若干お手伝いをさせていただいたり、あるいは意見を述べさせていただくという機会がございましたけれども、色々な意味で、東京の都市農業というのは全国的に見ても非常に突出したところがございまして、国のほうとしては、法を定めたり、あるいは基本計画を制定する際に、東京に照準を合わせると全国の他の自治体がついてこれられないものになってしまう。逆に全国の他の自治体に照準を合わせると、東京にとっては大変に物足りないものになってしまう。そういったある種のジレンマを抱える中で何とか妥協点を生み出そうとすべく制定されたのが今回の法であり、また基本計画であるというふうに私も認識しております。

先ほど申しましたけれども、かように東京の都市農業、全国的に見ましても、あるいはもしかしたら全世界的に見ましても非常に突出した先進的な姿を呈しているというところがあるかと思っておりますので、今回のこうした答申に基づきまして、ぜひ日本、あるいは世界を引っ張っているといったような心持ちのもとに今後の施策の展開をぜひお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

それでは、ほかに特に御意見等がございませんようでしたらば、答申案につきましては御賛同が得られたと思っておりますので、この答申案を本審議会の答申として決定いたしたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

**横張会長：**ありがとうございます。それでは、本審議会条例第2条の規定によりまして、本日、これを答申とすることといたします。

お手元の答申文案につきましては、「(案)」をお取りいただきますようお願いいたします。

議事につきましてはこれをもって終了いたしますので、ここで一旦事務局に進行をお任せしたいと思います。

## 5 答申

**徳弘調整課長**：どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御決定をいただきました答申を横張会長より中西副知事にお渡し  
いただきたいと存じます。

写真撮影を希望される方は前へお越しく下さい。

**横張会長**：それでは、審議会を代表いたしまして、私から中西副知事へ答申書をお渡し  
したいと存じます。

では、鑑を読ませていただきます。

平成28年8月23日

東京都知事 小池百合子 様

東京都農林・漁業振興対策審議会 会長 横張 真

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開（答申）

平成28年1月18日付 27産労農調第779号で諮問のあった標記の件につきまして、別  
紙のとおり答申いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

（会長から答申手渡し）

## 6 副知事挨拶

**徳弘調整課長**：それではここで、中西副知事から御挨拶を申し上げます。

**中西副知事**：横張会長、後藤部会長をはじめ委員の皆様には、本年1月に諮問させてい  
ただいて以降、大変御多忙の中、熱心に御審議いただきましたことをここに厚く御礼  
申し上げます。

ただいまいただきました答申にございますとおり、東京の農業は生産地と消費地が近  
いというメリットを生かし、都民に新鮮で安全安心な農畜産物を提供しております。

また、その生産基盤である農地は、防災や環境保全、教育などの多面的機能を有し  
ておりまして、都民の貴重な財産として多くの人々が東京に農業・農地を残したいと  
希望しております。

しかしながら、相続などに伴う農地の減少や担い手であります農業者の高齢化な  
ど、東京の農業は多くの課題を抱えてございます。また、都市農業振興基本法の制定  
や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国産農畜産物の需要

の増大など、東京の農業を取り巻く環境は大きな転機を迎えております。

このような状況を踏まえ、小笠原の島々から奥多摩の山村に至るまで幅広い地域で営まれている東京の農業をさらに振興していくことが必要です。そのためには、今回お示しをいただきました「首都東京の持つポテンシャルを活かした農業施策の展開」という基本的な視点は非常に重要だと考えます。

東京都といたしましては、いただきました答申に基づき、国の都市農業振興基本計画に沿った今後の制度改正などを踏まえ、新たな東京農業振興プランを策定してまいります。そして、農業者や農業団体、区市町村、国などと連携、協力をし、都民の理解を得ながら東京農業の新たな展開に努めてまいります所存でございます。

委員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの御礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

## 7 事務連絡

**徳弘調整課長**：引き続きまして、今後の日程につきまして御案内させていただきます。

ただいま頂戴いたしました答申につきましては、プレス発表を行いますとともに、委員の皆様を初め関係各方面へ配布させていただきたいと思っております。その後、答申に基づきまして、東京農業振興プランの策定に入っていきたいと思っております。この新プランにつきましては、都市農業振興基本法に基づく都道府県地方計画としての位置づけも兼ねるものとしたと考えております。国の制度改正の動向なども見ながら、来年春を目途に中間のまとめの発表、それからパブリックコメントを実施いたしまして、その後、新プランを発表させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

## 8 閉会

**横張会長**：どうもありがとうございました。

それでは、東京都におかれましては、本日いただきました委員の皆様のお意見なども踏まえまして東京農業振興プランを策定し、今後の農業の振興に当たっていただきたくお願いしたいと存じます。

では、これもちまして本日の審議会日程は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。